

第 16 回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和 4 年 5 月 26 日（木）午前 9 時 30 分

場所：浜田市役所 4 階 講堂 ABC

1 出席委員

【農業委員】(14名)

1 番 原田 義一	2 番 三浦 寿紀	3 番 佐々木京子	5 番 川本 聖光	6 番 野上 省三
8 番 青葉 真	10 番 宮崎 龍生	11 番 玉田 一	13 番 大崎 健太	14 番 中田 善喜
15 番 林 秀司	16 番 佐々森義見	17 番 渡辺 弘之	18 番 奥迫 忠幸	

【農地利用最適化推進委員】(16名)

1 番 前田 正典	2 番 徳田マスエ	3 番 永見 繁廣	5 番 小川 明人	6 番 領家 悟
9 番 藤若 裕香	10 番 橋本 安延	11 番 串崎 美之	12 番 小松原常雄	13 番 渡邊 弘登
14 番 河野 恒弘	14 番 近重 邦昭	16 番 田村 邦麿	17 番 岡田 勝	18 番 大谷 数義
19 番 長野 昭三				

2 欠席委員

【農業委員】(5名)

4 番 柿元 信次	7 番 岡本 健治	9 番 河崎 健	12 番 高橋 伸幸	19 番 松山 純久
-----------	-----------	----------	------------	------------

【農地利用最適化推進委員】(2名)

4 番 小谷 保雄	8 番 岡本 定文
-----------	-----------

3 提出議案

○報告事項

公共事業による廃土処理届出について

○議案

議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について

議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 4 号 令和 4 年度農作業標準賃金について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局	：	官澤事務局長（欠席）、岡本農地係長、佐々木主任主事
農林振興課農業振興係	：	松本農林振興課事務員
しまね農業振興公社	：	植本農地集積相談員

議 長	<p>おはようございます。 ただいまから第16回の浜田市農業委員会の総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員でございますが、 農業委員の 4番 柿元委員、7番 岡本委員、9番 河崎委員、12番 高橋委員 19番 松山委員</p> <p>推進委員の 4番 小谷委員、8番 岡本委員 以上、7名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>なお15番 林委員からは早退の届出が、また13番の大崎委員からは遅くなるとの連絡をいただいております。</p> <p>本日の議事録署名者でございますが、11番 玉田委員、14番 中田委員です。それぞれお願いいたします。</p>
議 長	<p>新聞等にも載っておりますが、コロナが多少減ったとは言いましても、発生いたしております。</p> <p>浜田市も毎日のように数多くなってきました、今朝の新聞を見ますと小学校やら老人介護施設とか色々載っております。</p> <p>皆さん方もコロナ等には罹らないように万全な対策をお願いしたいと思っておりますし、先ほど少し聞いたのですが、この度の天候続きで田んぼ辺りの水がないと言うところが発生しているようでございまして、田植えも出来ない。せっかく植えたのに全然水がないという風なところもあるようでございます。</p> <p>今日の子報では降るような事を言っておりましたが、本当に降ったのかどうかと心配する状況でございますが、一日も早く、そういったところには恵の雨が降っていただきたいなあという風に思っております。</p>
議 長	<p>それではただいまから議事に入りますが、議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。</p>
事務局	<p>それでは、議事の進行について説明させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各議案の号数は、年度を通じて連番とさせていただきたいと思っております。</li> <li>2. 今回の第16回総会の議案は、4条と5条が兼ねている案件があるため、一緒に提案、決議していただければと思っております。</li> </ol> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から会議の進行等についての説明がございました。続きまして、報告事項につきまして事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回総会で委員さんからご質問がありました内容です。 先月お配りした通知を今回もお配りしておりますが、「地方公共団体の行う公共事業の施行に伴い農地が廃土捨場として使用され、そのまま原状回復さ</p>

	<p>れることなく非農地として第三者に転売されるという事案があった。」という内容で、このような事案は問題ではないかということだったと思います。</p> <p>まず、この種の事案というのが公共廃土の事案であり、公共廃土は届出で許可不要ということになります。</p> <p>もちろん、公共廃土においても恒久転用、農地法による転用許可をされていたら問題はないのですが、この事案は一時転用であり、恒久転用して手続きされているかどうかは不明です。</p> <p>あまり考えられないケースですが、一部の地域でこのような問題が発生し、一時転用か、許可による恒久転用か、または別の方法をとったのかわからないということで問題が発生してしまっているということです。</p> <p>農業委員会としては、事業主体と一時転用で行うか恒久転用か事前に確認し、現地確認等で委員さんと一緒に意見をお伺いしながら、委員さんの協力のもと適切に指導していかなければならないと思っております。前回にも言いましたが、申請期限ぎりぎりに提出されると他の転用手続き等ができないという事になりますので、事業主体にも事前相談いただくよう伝えております。</p>
事務局	<p>それでは公共事業による廃土処理届出について報告いたします。</p> <p>届出地は、旭町都川の2筆の田、合計面積3,049㎡です。</p> <p>場所は令和3年10月に報告させていただきました、〇〇です。</p> <p>この案件は浜田県土整備事務所が、〇〇工事を行う際の廃土20㎡を現場に近くで経済的な届出地に廃土するものです。</p> <p>なお、期間は令和4年5月10日から5月31日までの予定であり、4月26日届出があり、会長に電話で許可をいただき4月27日付で受理通知を出しております。</p> <p>なお、現地を確認しましたが、廃土処理中で写真のとおり農地となっておりますので、県土整備事務所に確認したところ、今後も3年間程度、別の事業で廃土の予定があるということで、新たに公共廃土の手続きを行われ、その事業完了後に農地として整備、所有者へ返還される予定とのことでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上で報告が終わりました。これらの件につきまして、皆さん方からご意見等、ご質問等何かありましたらお願いします。</p> <p>結局、先月の質問があった分の内容と、今回新たに廃土処理の届出があるということの報告でございます。</p>
委員	<p>報告に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共廃土が、公共事業に伴って行われ農地として復旧することが条件であるのに、過去復旧されないで農地所有者に返還されてきている。</li> <li>・公共廃土で、農作業ができないような農地がほとんどである。農地に戻す基準（肥土の量、高さ）などの基準が必要。</li> <li>・公共廃土で、自分が知っている農地について確認したい。</li> <li>・農地に戻さない場合の罰則規定はあるのか。</li> </ul> <p>などの意見があった。</p>
議長	<p>続きまして議案に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。</p>

事務局	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ議決をいただきたいと思ひます。 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆さまから申し出のありました利用権設定は、31件、73筆、86,188㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。 公告期間は令和4年5月27日から令和4年6月9日までの14日間を予定しており、利用権設定の開始日を令和4年6月1日以降としております。 ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がございました。ご意見やご質問などがありましたらお願ひします。</p>
議 長	<p>ございませんでしょうか。無いようですので採決に入ります。 農用地利用集積計画につきまして、原案どおりご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全委員挙手ですので承認されました。</p>
議 長	<p>続いての案件ですが、事前に事務局が説明しましたとおり、農地法第4条と第5条が兼ねている案件があるためあわせて提案いたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいという申請です。</p> <p>「農地法第4条の3号」について説明いたします。 転用目的は「駐車場」で、〇〇の駐車場として整備されます。 土地の所在は、三隅町下古和の畑、3筆、891㎡です。 場所は、〇〇にあります。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域外のため、第2種農用地と判断いたしました。 排水につきましては、舗装は行わず、碎石を敷き均し、雨水は既設水路及び市道側溝へ排水されます。</p> <p>続きまして、「農地法第4条の4号と5号」の転用及び「農地法第5条の4号」の所有権移転と転用について説明いたします。 この案件は、昭和40年頃に転用されており、顛末書が提出されています。 内容は、自宅への「公衆用道路」と「進入路兼駐車場及び資材置場」として利用されています。</p>

	<p>土地の所在は、下府町の畑、5筆、1,542㎡です。  場所は、〇〇にあります。  申請地は、農用区域外、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域で、第3種農用地と判断いたしました。  排水につきましては、雨水のみで、周辺影響なく、万一の場合は、責任を持って対処する。という内容です。</p> <p>続きまして、「農地法第5条の5号」、使用貸借の許可申請について説明いたします。  この案件は、既に「昭和50年10月頃～60年1月頃」と「平成13年10月～12月頃」に住居兼倉庫を建築されており、始末書が提出されています。  すでに転用されているものとあわせて、個人住宅の新築の許可申請で、申請理由は「実家で同居しており、子どもの成長に伴い実家が狭くなったため、祖父より土地を無償で貸借し、自己の居宅を新築するため」という申請です。</p> <p>土地の所在は、周布町の畑、1筆、556㎡です。  場所は、〇〇にあります。  申請地は、農用区域外、都市計画区域内の準工業地域で、第3種農用地と判断いたしました。  生活排水については、合併浄化槽を通じ、雨水は市道側溝へ排水し、周辺農地に影響が無いよう万全を期す。という内容で申請されています。</p> <p>続きまして、「農地法第5条の6号と7号」、一時転用の賃貸借の許可申請について説明いたします。  一時転用の目的は、「作業ヤード」（資材置場等）で、「〇〇工事に伴う仮設工事用の作業ヤード設置」のための申請です。  土地の所在は、「6号が上府町の畑、3筆、453㎡」  「7号が上府町の田、1筆、171㎡」です。  場所は〇〇にあります。  申請地は、農用区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農用地と判断いたしました。  被害対策として、埋め立て土砂が流出し、周辺農地に影響がないように大型の土のう積などで土止めなどを行い、被害防止対策には万全を期す。  万一の場合には関係当事者間で話合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。という内容で申請されています。  以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  三隅町下古和の農地法第4条の3号につきまして、6番 野上委員 もしくは 領家委員お願いします。</p>
6番 野上委員	<p>事務局の言われたとおりですのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、下府町の〇〇さんの農地法第4条の4号と5号、農地法第5条の4号及び〇〇の農地法第5条の6号と7号につきまして、14番中田委員もしくは河野委員お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>先般、4条の4号、5号。4条の〇〇さんの進入路の件の確認に行っていま</p>

1 番 原田委員	<p>りました。 現在は軽自動車がやっと通るような道ですが、これを拡幅したいと言っておられますので、よろしくご協力をお願いします。 5条4号は〇〇を作るために必要な場所でありますので、協力をよろしくお願いします。終わります。</p> <p>続きまして、農地法第5条の5号につきましては、私なり前田委員の担当でございますが、先般見に行きました。別に問題ないと思いますし、資料を見ましても、赤線で引っ張っておりますが右側ですね、ここに都市下水路に向かうためのパイプが入っております、そこの下の方に家がたくさん出来ておりますが、これらを含めてパイプを通して都市下水路へ引っ張ってくるという事でございますので、別段問題ないという風に思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>すべての意見なり説明が終わりました。何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
2 番 三浦委員	<p>4条の5号と5条の4号で顛末書が出ております。 顛末書の中に課税上を畑として課税されています。 やっぱり全部農地ではなくて、こういうふう処理されています。 この農地を変更したときにそれぞれ課が違うわけですが、連携できるのでしょうか。</p> <p>5条の5号で始末書が出ています。 この始末書を見ますと、「私は上記申請地について農地法の条」が空欄になっております。これはどなたが確認されて受け取られたのでしょうか。 それと、この内容で農地法の許可が下りる前に転用してしまったので、実際には無断転用なので、この農地法の知識がなかったということで、それでこの表現は何か矛盾していると思います。</p>
議 長	<p>はい。2点ほど質問ございましたが事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>この申請につきましては、無断転用になります。 この場合の現況農地に無断転用についての連携については、難しいと思われ ます。 また、委員さんをお願いしている農地パトロールについても、違反転用か どうかを筆数の多い農地の中からすべて確認することは難しいのではないかと 思っております。 対応は難しいですが、やるのであれば委員さんにもご協力いただきながら 一緒に対応していかなければと思っております。</p> <p>5条の5号ですが、すでに農地を転用されていましたが始末書が出てなかつた ので、事務局で指導して始末書を出していただきました。 記載が漏れていたもので、今後は注意するようにしたいと思いますし、申 請者に指導しておりますのでご了承ください。</p>

議 長	三浦委員よろしいですか。
2 番 三浦委員	了承  その他ございませんでしょうか。無いようですので採決に入ります。 農地法第 4 条及び第 5 条の規定によります許可申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。 全委員挙手でございますので採決をされました。
議 長	続きまして議題第 4 号、令和 4 年度農作業標準賃金について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	(令和 4 年度農作業標準賃金について説明)
議 長	はい。以上で事務局の説明が終わりました。 皆さんがたの方で何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。 何か昨年よりか、耕起、代かき等について 500 円ほど上り、農作業賃金が少し 200 円ばかり上がったというふうなのが主な改正でございます。
議 長	ご意見ご質問ございませんでしょうか。 あくまでもこれは標準でございますので、これが正しいのかどうかはわかりませんし、ところによっては高いとか安いとかあると思っておりますが参考にさせていただきたいというふうに思っています。
議 長	ございませんでしょうか。 ではないようですので、議第 4 号、令和 4 年度農作業標準賃金についてご承認いただきます農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。全委員挙手でございますので、令和 4 年度の標準賃金については承認されたものといたします。
議 長	何か皆さん方の方からご意見、ご質問ございましたらお願いします。

議 長	<p>それでは皆様方の方からご意見等ないようですので、島根農業振興公社の植本さんが来られていますので、ここで報告事項等をお願いいたします。</p>
農業振興公社 植本氏	<p>(植本氏 説明)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  全体を通じまして、皆様方のほうからご意見なりございましたら、お受けしたいと思いますが。  別にご意見等がないようでございますので、以上をもちまして、第16回の浜田市の農業委員会総会を終了いたします。  ありがとうございました。</p>

終了 午前10時50分